

## 我が国における保障措置活動状況等について

### 1. 保障措置活動状況等の報告について

文部科学省では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子力平和利用の確保のための保障措置を実施しています。2006年（平成18年）分の保障措置活動状況、核燃料物質量のデータ及びこれらに対する国際原子力機関（IAEA）の評価について、以下のとおり報告します。

\*：保障措置

保障措置とは、核物質が核兵器やその他の核爆発装置に転用されることを防止するための手段です。

我が国は、核不拡散条約（NPT）に基づき、IAEAとの間で日・IAEA保障措置協定を締結しており、これら国際約束を履行するため、関係機関により、原子炉等規制法に基づいて、主に次のような保障措置活動を実施しています。

計量管理 （原子力事業者が核物質量を国に報告）  
封じ込め／監視（核物質の移動等を封印、監視カメラ等により確認）  
査察 （国及びIAEAの査察官が原子力施設に立ち入り、核物質の計量及び管理の状況を確認）

さらに、日・IAEA保障措置協定の追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動が無いこと等を確認するためIAEAが指定する場所に対して行う補完的なアクセスに、我が国の査察官が立会う等の活動を実施しています。

### 2. 保障措置活動状況等に関するデータの取りまとめについて

原子炉等規制法に基づき、原子力事業者から得られる計量管理報告や査察の実績を以下のとおり取りまとめました。

- (1) 我が国における保障措置に係る核燃料物質一覽  
主要な核燃料物質移動量（2006年）  
原子炉等規制法上の規制区分別内訳（2006年12月31日現在）  
国籍区分別内訳（2006年12月31日現在）
- (2) 我が国における保障措置活動状況（2006年）

### 3. 我が国における保障措置活動の結果について

IAEAは、2006年の保障措置活動の結果として、我が国の「すべての核物質が平和的活動の中に留まっている」との保障措置結論を得たことを2006年版保障措置声明において明らかにしました。



(1) 原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2006年12月31日現在)

核燃料物質の区分 原子炉等規制 法上の規制区分	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム <sup>注2)</sup> (kg)
			U(t)	U-235(t)		
製錬	-	-	-	-	-	-
加工	514	11,047	1,327	54	0	-
原子炉 <sup>注3)</sup>	484	2,243	14,972	324	0	109,221
再処理	2	544	2,327	22	0	19,543
使用 <sup>注4)</sup>	78	44	35	1	2	3,917
合計 <sup>注5)</sup>	1,079	13,879	18,660	401	3	132,681

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的狀態によらず合計量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分（常陽及びもんじゅに1,703kg在庫）も含めて管理している。

注3) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール（使用施設）分を含む。

注4) 核燃料物質の使用の許可を受けた使用者及び法律第52条第1項第5号の政令で定める種類及び数量以下の使用者の核燃料物質の合計量を記載している。

注5) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

(1) 国籍区分別内訳

(2006年12月31日現在)

核燃料物質の区分 国籍の区分 注2)	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム <sup>注3)</sup> (kg)
			U (t)	U-235 (t)		
アメリカ	113	2,892	13,569	284	1	95,988
イギリス	14	440	1,788	32	0	16,242
フランス	44	5,882	5,009	91	0	39,105
カナダ	595	4,558	4,990	97	0	41,015
オーストラリア	35	873	3,094	62	-	22,747
中国	67	155	250	10	-	382
ユーラトム	55	5,909	5,720	108	0	3,050
IAEA	0	2	0	0	-	1
その他	261	1,935	383	12	2	2,120

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

注2) 二国間原子力協力協定の対象となる量を計上した。なお、複数国籍のものは、それぞれの国籍区分に重複して計上している。

注3) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分も含めて管理している。

## (2) 我が国における保障措置活動状況(2006年)

原子炉等規制法上の規制区分	施設数 <sup>注1)</sup>		計量管理報告		我が国における 査察実績人・日	
	査察実績施設数 注2)	報告件数 <sup>注3)</sup>	データ処理件数	国の職員による 査察実績人・日	指定保障措置検査等 実施機関による保障措 置検査実績人・日	
製 錬						
加 工	6	380	25,310	29	283	
原 子 炉 <sup>注4)</sup>	79	2,040	177,747	124	406	
再 処 理	3	802	66,260	18	1,439	
使 用	171	1,746	74,321	10	495	
小 計	259	4,968	343,638	181	2,623	
設計情報検認 <sup>注5)</sup>				96	-	
補完的なアクセス <sup>注6)</sup>				21	-	
合 計	259	4,968	343,638	2,921	2,623	

注1) IAEAによる査察対象の総事業所数を記載している。

注2) 2006年に査察実績のあった事業所数を記載している。

注3) 原子炉等規制法に基づき事業者から報告された在庫変動報告、物質収支報告、実在庫量明細表の件数の合計を記載している。

注4) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール(使用施設)分を含む。

注5) IAEAに提供した施設の設計情報等の正確性及び完全性を検認するもの。(IAEAの定義する査察人・日には含まれない。)

注6) 追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するため、我が国の立会いの下、従来アクセスが認められていない場所に対してIAEAが立ち入るもの。  
(IAEAの定義する査察人・日には含まれない。)